

|        |   |
|--------|---|
| 法令名    | 不動産の鑑定評価に関する法律  |
| 根拠条項   | 第30条第2号、第5号、第6号   |
| 処分の概要  | 欠格事項の判明による不動産鑑定業者の登録の消除（第30条第2号）<br>登録換えによる不動産鑑定業者の登録の消除（第30条第5号）<br>不正の判明による不動産鑑定業者の登録の消除（第30条第6号）   |
| 法令の定め  | 第30条<br>国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を削除しなければならない。<br>一 …… 略 ……<br>二 前条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。<br>三 …… 略 ……<br>四 …… 略 ……<br>五 第26条第2項の規定による通知があったとき。<br>六 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したとき。  |
| 処分基準   | 1 欠格事項の判明による登録の消除及び登録換えによる登録の消除<br>判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定しつくされているため設定しない。<br>2 不正の判明による登録の消除 …… 具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難であると認められるため設定しない。  |
| 処分担当課  | 総合政策部計画局土地水対策課調整係<br>(電話番号：011-231-4111 内線23-741)   |
| 問い合わせ先 | 総合政策部計画局土地水対策課調整係<br>(電話番号：011-231-4111 内線23-741)   |
| 備考     | (公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/kanteisi/hyoujunsyori.pdf">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/kanteisi/hyoujunsyori.pdf</a> )<br>法第30条に基づく登録の消除は、登録簿から特定の不動産鑑定業者の登録事項を消去する事実行為であり、一般的には事務整理的な性格を有しているが、2号、5号、6号については、相手方の届出に基づかず一方的に行いものであることから、不利益処分として登載するものである。 |